

都島区災害時お助け隊募集要項

令和8年4月1日
都島区役所市民協働課

大規模な災害時に市民を支援するため、専門的な知識や経験を有する方に災害時防災専門ボランティアとして事前に登録していただき、災害時に速やかな防災減災活動を行っていただけるボランティアを募集します。

1 募集人数及び期間

募集人数及び期間は以下のとおりとします。ただし、必要に応じて変更する場合があります。

- (1) 募集人数 40名程度
- (2) 募集期間 募集人数に達するまで

2 募集対象

ボランティア活動に意欲があり、以下の2つの要件を満たされた方を対象とします。

- ・ 都島区内に居住または在勤の方。(ただし未成年の方は保護者の同意が必要)
- ・ 語学、福祉、手話通訳の分野で必要な資格要件のいずれかを満たしていること。

資格要件	
外国語通訳	日本語以外の言語を日常会話程度以上話し、日本語への通訳が可能なる方
介護支援	介護福祉関連資格※を有し、過去に、福祉施設・在宅等で介護業務の経験を有すること
手話通訳	手話通訳のできる方(日常会話程度以上できること)

※介護福祉士、介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修修了者、ホームヘルパー1級又は2級など

3 活動内容

大規模な災害が発生した場合に区長からの要請に基づき、お持ちの専門的な知識や経験などを活かし、区内の避難所などで支援が必要な方々に、以下のサポートを行っていただきます。

- ・ 通訳や翻訳を必要とする外国の方への支援
 - ・ 高齢者などで介護を必要とする方に対する相談や助言、援助
 - ・ 障がいがある方で、手話によるコミュニケーションを必要とする方への支援
- また、区役所が主催する研修会や訓練などに参加していただきます。

4 応募方法

登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、都島区役所市民協働課へ提出してください。ただし、応募時点で未成年の方は保護者の同意書(様式第1号-2)が必要です。

5 その他

(1) 登録・変更・辞退について

募集要件を満たした応募者を都島区災害時お助け隊の隊員として登録します。

なお、登録内容に変更が生じた場合や登録を辞退する場合は、登録変更届（様式第2号）または登録辞退届（様式第3号）により届け出をしてください。

(2) 登録の取消について

都島区役所及び都島区災害時お助け隊の信用や信頼を損なう行為等があった場合や資格要件を満たさなくなった場合、活動することが困難になった場合などは、区役所の判断に基づき登録を取り消すことがあります。

(3) 報酬・交通費などについて

報酬は無報酬とします。また、交通費や宿泊費等は自己負担とします。

ただし、ボランティア保険への加入については災害発生時に都島区役所において加入します。

また、ベスト及び隊員証を貸与します。

(4) 守秘義務について

ボランティア活動で知り得た個人情報・秘密を漏らしてはなりません。また、ボランティア登録抹消後も同様とします。

6 応募・問い合わせ先

大阪市都島区役所市民協働課

〒534-8501

大阪市都島区中野町 2-16-20

電話 06-6882-9902 FAX06-6352-4558

E-mail : tb0002@city.osaka.lg.jp